

重要

平成28年4月25日

組合員各位

協同組合 中央経友会

安曇野市堀金烏川5064-7

TEL 0263-31-5105 /FAX 0263-71-2091

車両制限令違反について

日頃は当組合高速事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、NEXCO中日本のホームページに3月23日付け、車両制限令違反による下記ニュースが掲載されました。また、4月1日付けNEXCO中日本・東日本・西日本、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)より、裏面のとおり車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の変更の発表がありました。車両制限令違反の更なる抑止を目的として、徹底した取り締まりが行われます。内容を確認していただくとともに今後の運転管理及び運転に充分ご注意くださいようお願いいたします。

ニュースリリース

2016年03月23日

名古屋支社 交通・規制 プレスリリース

道路法第47条第2項違反者（重量超過車両）の告発について

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
中日本高速道路株式会社名古屋支社

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「高速道路機構」という。）と中日本高速道路株式会社名古屋支社は、本日下記のとおり連名で愛知県警察高速道路交通警察隊に告発をおこないましたので、お知らせします。

2016年1月25日に、東名高速道路音羽蒲郡インターチェンジ（愛知県豊川市長沢町山之田2）において、道路法第47条第2項に違反して、大型トレーラーを通行させた運転手を同法第104条第1号、その雇用主である森実エクスプレス株式会社（愛媛県新居浜市 代表者：神野善一）を同法第107条に該当するものとして、愛知県警察高速道路交通警察隊に告発しました。

今回の違反は、車両制限令で定められた一般的制限値を大きく超過する車両総重量52.65トンで大型トレーラーを通行させていたことから、極めて悪質な違反であると考えております。

※違反概要については別添参照。

また、今回告発した運送会社は、これまでも道路法違反が多数確認されています。

昨年1月に国土交通省から、車両総重量が基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、その違反の事実をもって告発をおこなう実施方針が打ち出されたことに伴い、高速道路機構及び中日本高速道路株式会社を含む高速道路6会社においては、この方針に基づき、高速道路における悪質違反者への厳罰化を図っているところです。

高速道路機構及び中日本高速道路株式会社は、今後とも関係機関と連携を図り、道路法違反車両に対しては厳正に行政措置をおこない、安全で円滑な交通の確保に努めてまいりたいと考えています。

別添 1

平成28年4月1日
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の変更について

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下「高速道路6会社」という。）は、車両制限令違反の更なる抑止を目的として、徹底した取り締まりと合わせ、高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を変更いたします。

(1) 割引停止措置等の変更内容

■首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても割引停止措置等を適用いたします。

現状

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	無



変更後

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	有

■車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映します。

※車両制限令違反に対する点数は、6会社が管理するすべての道路の違反点数を合算します。

現状

違反を行った道路	情報の共有化
東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	無



変更後

違反を行った道路	情報の共有化
東、中、西日本 首都、阪神、本四	有

(2) 割引停止措置等の実施方法 詳細等については **別紙** を参照願います。

(3) 実施時期 平成28年10月1日